



平成22年1月20日

各位

会社名：アートコーポレーション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃  
(コード番号：9030 東証・大証一部)  
問合せ先：常務取締役 松藤 雅美  
電話番号：072-870-0123

## 訴訟の判決及びその控訴に関するお知らせ

当社が株式会社東急エージェンシー（以下、「東急AG」といいます）から提起されて  
いました訴訟（以下、「本訴訟」といいます）について、平成22年1月13日付にて東京  
地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

「本訴訟」は、平成20年11月13日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」  
で開示したとおり、平成20年10月28日付で東急AGから12億2,706万1,500円の委託代金  
等請求訴訟を提起され、これを争っていたものです。

また、当社は「本訴訟」に対し、平成21年4月20日付で2億8,980万円の不当利得の  
返還を求める反訴（以下、「反訴訟」といいます）を提起していました。

なお、平成20年11月13日付で開示しました他の2件の訴訟（株式会社第一エージェン  
シーと株式会社大広当社に提起した2件の訴訟）については、現在裁判所での審理が  
続いており、判決言い渡しはまだであり、その期日も決まっておりません。

#### 2. 当社へ「本訴訟」を提起したもの及び当社が「反訴訟」を提起したもの

- (1) 商号：株式会社東急エージェンシー
- (2) 本店所在地：東京都港区赤坂4丁目8番18号
- (3) 代表者：五十嵐 正

#### 3. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所  
平成22年1月13日

#### 4. 判決の内容

判決の内容は、本訴及び反訴両訴訟について、当社の主張を全面的に認め、当社の全面勝訴とするものです（なお、下記（3）は銀行口座振込料 8,085 円については東急AGに利得はないとするものです）。

判決主文は以下のとおりです。

- （1）本訴原告の本訴請求を棄却する。
- （2）反訴被告は、反訴原告に対し、2億8,979万1,915円及びこれに対する平成21年4月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （3）反訴原告のその余の反訴請求を棄却する。
- （4）訴訟費用は、本訴反訴を通じ、本訴原告・反訴被告の負担とする。
- （5）この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

#### 5. 今後の見通し

東急AGは判決を不服として東京高等裁判所に既に控訴したようですが、東京地方裁判所の判決は合議体（3名）の裁判官が十分かつ慎重な審理を尽くした上で出された判決であり、控訴審においても東京地方裁判所の判決は維持されるものと判断しております。

なお、今後、公表すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上